令和４年４月１３日

阪南市指定金融機関に係るプロポーザル実施要領

阪南市では、指定金融機関を指定するにあたり、公金の収納及び支払の事務を正確かつ効果的に遂行することを目的として、各事業者が提出した提案書等を採点し、最も適した事業者を契約候補者とするので、希望があれば下記の要領により本プロポーザルに参加されたい。

１　基本的な事項

(1)　件名　　　阪南市指定金融機関業務委託
(2)　発注者　　阪南市
(3)　契約期間　令和４年１０月１日～令和７年９月３０日
(4)　業務内容　別紙「阪南市指定金融機関業務仕様書」のとおり
(5)　実施方法　公募型プロポーザル
(6)　予定価格　金３２，４３０，０００円（税抜き）を上限とする。
(7)　担当部署　阪南市　総務部　行財政構造改革推進室
住所　大阪府阪南市尾崎町３５番地の１
電話　０７２－４７１－５６７８（内線２４２５）
FAX　０７２－４７３－３５０４
E メール　kaikaku-suisin@city.hannan.lg.jp

２　実施日程

	項　目	日　程　等
1	公募開始	令和４年４月１３日（水）
2	質疑書の提出締切	令和４年４月２１日（木）　午後５時まで
3	質疑に関する回答	令和４年４月２６日（火）
4	参加申込期間	令和４年４月１３日（水）から 令和４年５月２日（月）　午後５時まで
5	提案書等の提出	令和４年５月２日（月）　午後５時まで
6	提案内容の説明 （プレゼンテーション）	令和４年５月１３日（金） ※時間は、提案書等の提出締切後、別途指定する。
7	審査結果の公表	令和４年５月１９日（木）予定
8	仮契約締結	令和４年５月２３日（月）頃
9	阪南市議会へ議案提出	令和４年５月２４日（火）頃

３　質疑回答について

仕様、業務内容、提案方法等に質疑がある場合は、質疑書（様式１）を提出すること。提出は、提出先に直接持参するか、Ｅメールにより送信するものとする。ただし、メール送信による提出の場合は、送信後に電話連絡を行うこと。回答は、阪南市ウェブサイトへ掲載するが、質問のあった事業者名は公表しないものとする。

質疑提出締切　　令和４年４月２１日　午後５時まで
質疑提出先　　　阪南市役所　総務部　行財政構造改革推進室
　　　　　　　　電話　０７２－４７１－５６７８（内線２４２５）
　　　　　　　　Ｅメール　kaikaku-suisin @city.hannan.lg.jp
回答掲載予定日　令和４年４月２６日

４　参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件を全て満たすものとする。なお、申請書が受理されている場合でも、要件のいずれかを満たしていないことが判明した場合、要件を満たすまで有資格業者としては扱わないこととする。また、同一事業者や関連事業者などで、適正な競争性が阻害されるおそれがある場合は、その参加資格を取り消すことができるものとする。

⑴　阪南市入札参加停止要綱（平成１３年阪南市訓令第１２号）に基づく入札参加停止若しくは指名回避又は阪南市公共工事等暴力団排除措置要綱（平成２５年２月２１日決裁）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
⑵　地方自治法施行令（昭和２２年政令１６号）第１６７条の４第２項各号のいずれにも該当しない者であること。
⑶　公募開始の日から契約締結までの日において、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第３３条第１項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。）、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第４１条第１項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
⑷　国税及び地方税を滞納していない者であること。
⑸　阪南市暴力団排除条例（平成２４年阪南市条例第１６号）第２条に規定

する暴力団、暴力団密接関係者等に該当しない者であること。

(6)　本業務と同等以上とみなされる業務を提供した実績があること又は本業務に関し、事業者が独自に新たな提案を供する意思があること。

(7)　阪南市指定金融機関として業務を遂行できる体制が整えられていること。

(8)　阪南市を営業区域としていること。

5　決定方法

見積書及び提案書等を阪南市指定金融機関に係る阪南市プロポーザル選定委員会(以下「選定委員会」という。)において総合的に評価して選定を行う。

提案書及び提案内容の説明による内容評価を７０点満点とし、見積金額による評価を３０点満点として、その合計を総合評価点とする。

予定価格以内で総合評価点が６０点以上の者のうち、総合評価点が最高得点の者を契約候補者とする。同点の場合は、選定委員会の決するところによる。

総合評価点が６０点以上の者がいない場合は、最高得点者と話し合いによる。話し合いで決定しない場合は不調とする。

なお、選定後、最高得点者が参加資格要件を満たさないと認められた場合など、契約候補者とならないことが判明した場合は、次に総合評価点が高い者と協議し、契約候補者とすることができる。ただし、この協議は予定価格以内で総合評価点が６０点以上の者に限る。

（内容評価における評価項目等）

評価項目	配点	主な評価内容等
(1)　基本的事項	20	○経営の健全性、リスク管理体制 ○個人情報等の管理体制 ○災害時等の事業継続体制 ○指定金融機関業務の実績・経験
(2)　業務内容	30	○職員の派出 ○収納業務 ○支払業務 ○日計表、月次処理等 ○一時借入金の利率設定の考え方
(3)　実施体制	20	○業務管理体制 ○店舗網、人員体制 ○移行スケジュール ○各金融機関との調整体制

6　参加申込等

参加を希望する場合は、次にとおり参加申込書等を提出すること。

(1)　提出書類

①参加申込書　（様式２）　１部
②業務実績表　（様式３）　１部
③業務体制表　（様式４）　１部
④使用印鑑届　（様式５）
⑤委任状　（様式６）　※支店等に委任する場合のみ
⑥誓約書（阪南市暴力団排除条例関係）（様式７）
⑦誓約書（入札参加停止措置関係）　（様式８）
⑧商業登記簿謄本　（写し可）
⑨印鑑証明書　（写し可）
⑩納税証明書　（写し可）
ア　国税（税務署発行）
・法人税及び消費税（未納のない証明「その３の３」）
イ　都道府県税（本社所在地の都道府県税事務所発行）
・未納のない証明
ウ　市町村税
a. 本店のある市町村発行の「未納のない証明」
「未納のない証明」がない市町村では、
法人住民税、固定資産税、軽自動車税、それぞれの納税証明書
b. 代表者個人の市町村発行の「未納のない証明」
「未納のない証明」がない市町村では、
個人市府民税、固定資産税、軽自動車税、それぞれの納税証明書
⑪財務諸表（直近２年間分）

※商業登記簿謄本、印鑑証明書及び納税証明書は、提出日から３か月以内のものとすること。写しを提出した場合で当該参加者が契約候補者となったときは、速やかに原本を提出すること。

(2)　提出期間

令和４年４月１３日から令和４年５月２日　午後５時まで

(3)　提出方法

持参又は郵送。
持参の場合は、閉庁日を除く、午前９時から午後５時までに限る。
郵送の場合は、提出期間最終日の午後５時までに必着のこと。

(4)　提出先

〒599-0292　大阪府阪南市尾崎町３５番地の１

阪南市役所　総務部　行財政構造改革推進室　宛

7　提案書等の提出方法

参加申込者は、次のとおり提案書等を提出すること。なお、一旦提出された書類の変更は、原則として認めないので、間違いのないよう注意すること。

(1)　提出書類一覧

	書類名	内容及び提出方法等
1	提出文 （提案書等の提出について）	・様式９による。 ・提出部数：１部　使用印を押印すること。
2	見積書	・様式は任意とする。 ・見積金額は、契約期間（３年間）の総額とし、消費税に相当する金額を除くもの（税抜き）とする。 ・見積金額は、業務上必要な費用（振込手数料等に相当する費用）を含んだ金額とする。 ・積算内訳を記載すること。 ・取扱状況等については、別紙「阪南市指定金融機関の取扱状況等」を参照すること。 ・提出部数：正本１部、副本（ＰＤＦデータ）正本は、必ず使用印を押印した原本であること。
3	提案書	・様式は任意とする。 ア　仕様書の業務内容に掲げる各事項について、具体的な提案を行うこと。 イ　業務工程と役割分担が具体的にわかるように提案すること ウ　提案趣旨やアピールポイントなどを簡潔にわかりやすく記述すること。 エ　その他ＰＲ及び独自提案についても適宜資料を添付すること オ　副本には、参加者名を特定できる記載をしないこと ・提出部数：正本１部、副本（ＰＤＦデータ）

⑵　提出部数

①正本（書面）　提出文、見積書、提案書　各１部

②副本（ＰＤＦデータ）　提案書と見積書をそれぞれＰＤＦに変換し、ＣＤ－ＲＯM等に書き込んだもの　１枚

⑶　作成上の留意点

①提案書のみで理解できるよう、平易な文章で記載すること。

②Ａ４縦置き、横書きを原則とするが、必要に応じてＡ３の図表等を折り込んでも良い。

③文字の大きさは、原則として１０ポイント以上とすること。

④ページ数は特に定めない。

⑤文書を補完するための写真、イラストの使用は任意とする。

⑥提案書等の印刷の色は、任意とする。

⑦提案書等の下段余白中央にページ番号を付すこと。

⑧提案書副本（ＰＤＦデータ）には、参加者名を特定できる記載をしないこと。

⑨見積書の正本には、社名（商号)、代表者氏名を記入の上、使用印を押印すること。

⑷　提出期間

令和４年４月１３日から令和４年５月２日　午後５時まで

⑸　提出方法

持参又は郵送。

持参の場合は、閉庁日を除く、午前９時から午後５時までに限る。

郵送の場合は、提出期間最終日の午後５時までに必着のこと。

※　提出された書類に疑義等がある場合は、担当課から連絡し、説明を求めるので、その場合は、速やかに回答すること。

８　提案内容の説明（プレゼンテーション）

参加者は､次のとおり提案内容の説明（プレゼンテーション）を行うこと。

⑴　日時　令和４年５月１３日

※時間は、提案書等の提出締切後、別途指定する。

⑵　場所　阪南市防災コミュニティセンター６階多目的室

（阪南市下出１４－３）

(3)　所要時間

準備　１０分以内

説明　２０分以内

質疑　１０分以内（必要に応じて、選定委員会から質疑を行う。）

(4)　内容

説明は、事前に提出した提案書に基づき、提案内容全体について、口頭により実施するものとする。追加の資料配布等は認めない。

(5)　出席者　３人以内とすること。

(6)　その他

ア　プレゼンテーションで使用する資料は､提出された提案書のみとする。

イ　選定委員は、提案書のＰＤＦをノートパソコン等で閲覧するので、その点に留意して説明すること。

ウ　パソコン使用の場合は参加者が持参し、プロジェクター及びスクリーンは本市が用意する（使用を希望する場合は、あらかじめその端子等について担当課と協議しておくこと。）。

エ　プレゼンテーションは、非公開とする。

オ　参加者名が特定できるプレゼンテーションを行わないこと。

９　審査結果の公表

審査結果については、全ての参加者に文書により通知する。また、阪南市ウェブサイトで、全ての参加者の商号及び総合評価点を公表する。

なお、審査（選定）結果等についての異議申立ては、一切受け付けない。

１０　契約の手続

(1)　仕様書及び契約候補者の提案書等の内容を基本に協議をする。

(2)　原則として契約候補者の提案書等の記載内容を契約時の仕様とするが、本業務の目的達成のため必要な範囲において、契約候補者との協議により項目を追加、変更及び削除することがある。また、これにより見積額を超えない範囲で、契約内容及び契約額等の調整を行うことがある。

(3)　(2)の調整後、契約候補者は、見積書を再度提出すること。

(4)　業務委託契約書は、本市が作成したものを使用する。

(5)　指定金融機関の指定は阪南市議会での議決を要するので、契約候補者は阪南市財務規則に基づき仮契約を締結する。この仮契約は、議会の議決と同時に発効し、本契約となる。なお、否決された場合は、仮契約は失効し、その場合、市はこの契約について一切の責任を負わない。

(6)　業務委託契約書とは別に、阪南市の指定金融機関及び下水道事業会計の出納取扱金融機関について､それぞれの業務遂行上必要な契約等を協議し､

契約等を締結する。

(7)　支払いは月ごとに行うものとし、契約者からの請求に基づき、契約金額の１月当たりの金額を支払う。

１１　遵守事項

参加者は、下記事項を遵守しなければならない。参加者が遵守事項のいずれかに違反したとき、又は選定委員会が不適正な行為をしたと認めたときは、失格とする。

(1)　プロポーザル実施において、公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合しないこと。
(2)　契約の履行にあたり、故意に粗雑にし、又は品質若しくは数量について不正の行為をしないこと。
(3)　他の事業者に対し、直接又は間接に妨害しないこと。
(4)　阪南市財務規則及び関係法令等に違反しないこと。
(5)　暴力団関係者を担当又は代理人として使用し、又は暴力団関係者に金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えないこと。
(6)　その他、阪南市職員の指示に従うこと。

１２　留意事項

(1)　本プロポーザルに要する経費及び提出にかかる費用は、全て参加者の負担とする。
(2)　市が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合がある。
(3)　提案書等は、１参加者につき１案とする。
(4)　提出期限後の提案書等の修正又は変更は、原則として認めない。
(5)　提案書等、本プロポーザルに係る全ての提出物は返却しないものとする。
(6)　提案書等は、契約候補者の選定のために使用するが、情報公開請求があった場合、阪南市情報公開条例（平成１２年阪南市条例第２６号）に基づく公開の対象となる。
(7)　電子メールや郵送等の通信事故については、本市はいかなる責任も負わない。
(8)　次のいずれかに該当する場合は、失格とする。
①　参加資格要件を満たさなくなった場合
②　提案書等が提出期限までに提出されなかった場合
③　提出書類に虚偽の記載があった場合
④　見積額が予定価格を超えている場合
⑤　提案内容の説明（プレゼンテーション）に参加しなかった場合

⑥ 審査（選定）の公平性を害する行為があった場合
⑦ ①～⑥に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

(9) 指定金融機関の指定は阪南市議会での議決を要するので、議会において否決された場合は、本プロポーザルの結果等は失効し、その場合、市は一切の責任を負わない。

(10) 地方債（銀行等引受資金）の借入については、原則として、全額を見積り合わせ等により行う予定としている。

(11) 令和６年１０月から予定されている内国為替制度運営費の公金適用の取扱いについては、本プロポーザルの対象外とし、別途協議する。

(12) 参加申込後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。